

PGMプロパティーズ株式会社 パーシモンカントリークラブ
2021年度 平日友の会 年次登録契約書

年次登録者のご登録を希望される方は、以下の契約内容を十分にご確認いただき、パーシモンカントリークラブ 平日友の会の年次登録者への登録契約をお申込み下さい。但し、申込は個人に限るものとします。

本契約書第2条のとおり、登録が承認され、かつ、登録料の入金が確認された場合にPGMプロパティーズ株式会社との登録契約が成立します。

【申込内容】		新規登録者	2020年度登録者（2020年度の登録番号）		
申込内容（必須）	□平日友の会登録 ※ご希望の友の会の口に入力してください。				
氏名（必須）	フリガナ	性別（必須）	生年月日（西暦）（必須）		歳
		男・女	年	月	日
自宅住所（必須）	〒 -				
連絡先電話番号（必須）	(自宅 ・ 携帯)				
E-mail					
Tカード番号					
2021年度 年次登録有効期間		2021年4月1日から2022年3月31日まで			

< 契約条件 >

1. 登録者申込

- ①パーシモンカントリークラブ（以下「本ゴルフ場」といいます）平日友の会年次登録者の登録を希望する方は、本契約書に定める手続きに従って登録申込を行います。
- ②登録申込者は、上記の太枠内に必要事項を記入の上、本ゴルフ場に提出するものとします。
- ③本ゴルフ場は、PGMプロパティーズ株式会社（以下「保有会社」といいます）が定める基準に基づいて、登録審査を行います。
 なお、登録を承認されなかった場合の理由については一切開示されないものとし、登録申込者は予めこれを承諾するものとします。

2. 登録者資格

- ①登録申込者の登録が承認され、かつ、保有会社が指定する方法による入金が確認され次第、登録申込者と保有会社との間の本ゴルフ場平日友の会の年次登録者（以下「本登録者」といいます）の登録契約が成立し、登録申込者に第5条に定める有効期間内における本登録者の資格が付与されます。
- ②本登録者は、本ゴルフ場において、平日のみ第4条に定める年次登録者プレー料金でプレーできるものとします。
- ③本登録者は、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則を遵守するものとします。
- ④本登録者の資格は譲渡できません。
- ⑤本登録者は本ゴルフ場における正会員ではなく、優先的施設利用権等正会員が持つ権利を一切有しません。

3. 登録料（消費税込み）

登録料は4,400円とします。

4. 年次登録者プレー料金（消費税・ゴルフ場利用税・連盟協力金込み）

- ①年次登録者平日プレー料金は下記の通りとします。
- ②年次登録者プレー料金でのプレーは、本登録者ご本人のみ有効です。
- ③電話またはPGM Web以外からのご予約（本登録者が同伴者である場合を含みます）は、年次登録者プレー料金の対象外となります。

	月・金	火・水・木
4月	7,400円（昼食1,100円割引付）	7,000円
5月・6月	7,500円（昼食1,100円割引付）	7,100円
7月・8月	7,000円（昼食1,100円割引付）	
9月	7,600円（昼食1,100円割引付）	7,100円
10月・11月	7,700円（昼食1,100円割引付）	7,100円
12月1日～26日	7,400円（昼食1,100円割引付）	
12月27日～2022年2月28日	5,600円	
3月1日～31日	7,300円（昼食1,100円割引付）	

※4月30日は8,500円、8月13日・16日は7,600円となり昼食割引は付きません。

※12月27日～2月28日は冬期セルフ営業期間のためお風呂とロッカーは利用できません。またキャディバッグの積み下ろしはお客様自身で行って頂きます。

尚、レストランはランチタイムのみの営業となります。

※1月3日・4日は年次登録者プレー料金の対象外となります。

※昼食1,100円割引付の対象日は1,100円を超えるメニューをご注文の場合は差額が発生します。

※2バッグの場合はお一人様1,100円（消費税込）のバッグ割増料金がかかります。

※早朝（アーリーバード）、薄暮（トワイライト）、午後1ラウンドプレーは年次登録者プレー料金の対象外となります。

5. 有効期間

本契約の有効期間は、2021年4月1日（第2条により登録契約が成立し、登録資格が付与された日がそれ以降の場合は、当該付与日）から、2022年3月31日までとします。

6. 資格喪失

- ①本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合、本登録者は登録者資格を喪失するものとします。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業またはその関係者（以下「暴力団等」といいます）に所属すると認められるとき。
 - ・暴力団等の同伴または紹介を行ったとき。
 - ・死亡したとき。
- ②本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合には、保有会社はその資格を取り消すことができるものとします。
 - ・他の来場者に不快な思いをさせる行為や本ゴルフ場の業務執行に支障をきたす行為を行ったとき。
 - ・本契約、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき。

7. 登録料の不返還

本登録者が登録者資格を喪失した場合、保有会社が本登録者の資格を取り消した場合、もしくは本登録者の都合による本契約の中途解約の場合、支払い済の登録料は返還されません。

8. 個人情報の取扱い

本登録者から申込に際して開示された個人情報（以下「個人情報」といいます）は、保有会社は以下のように取り扱います。

- ・登録管理、申込処理及びその他の営業並びにマーケティング活動目的に利用します。
 - ・保有会社の親会社であるパシフィックゴルフマネージメント株式会社（以下「運営会社」といいます）及びそのグループ会社と共有します。
 - ・運営会社が定める個人情報保護方針に基づいて管理されます。
- 詳細につきましては、運営会社ホームページ内の「個人情報保護と取り扱いについて」をご参照下さい。 <https://www.pacificgolf.co.jp/privacypolicy/index.html>

当社入力欄 受付・登録日	入力印	確認印	登録者No.	ロッカーNo.	金額	その他	支配人印
年 月 日					円		